発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033～4
編集兼発行人　杉本一男
半年間 1,200円 送料共
振替口座番号
労金大牟田
0968946－005

公判のお知らせ

11・9 三池大災害裁判公判 七月二十九日午後一時から、福岡地方裁判所で。（58回）

9・28 坑内火災裁判公判 十月三日午前十一時から、福岡地方裁判所で。（48回）

石特委で参考人が意見陳述

保安確保で現有鉱維持

六月十九日衆院石炭特別委員会で、第八次政策にむけて野呂潔石炭労協会長、磯部俊郎北大名誉教授、有吉新吾石炭協会会長、田中洋之助産業情報研究会会長の四人が参考人として意見を述べました。

有吉会長は、現有炭鉱の一、七〇〇万トン維持について「現状の生産はわが国のエネルギー確保の上でも、また地域の経済面からも重要」だと述べ、さらに「欧州では政府・ユーザーの手厚い保護があり、わが国でも基準炭価制度の維持は必要。政府としても石特会計の維持と補助強化を」と、生産費が償える政策を求めました。

野呂会長は、まず「災害は防止できる」とした上で、①保安の確保、②エネルギーとしての国内炭の位置付けと生産量の決定、③現有炭鉱の維持と新鉱開発、④生産費の償い、⑤産炭地の振興……などについて意見を述べました。

とくに保安については「骨格構造の改善、保安計画ヒアリングのチェック、集中管理体制の強化、人員確保、養成機関の確立などを実施すれば、確実に災害は防止できる」と訴えるとともに、「第八次政策を最後の政策とし、現有炭鉱は完全に維持すべきである」と述べました。

田中氏は、商品としての国内炭が競争力を失いつつあることをふまえ、第八次政策の検討にあたっては「産炭地問題やエネルギーの安全保障、さらに経済性の三つをバランスよく成立させるべきだ」と指摘しました。

磯部教授は、いまのままでは災害はなくならないとの立場から、国内炭を本当に必要とするならば「試験炭鉱をつくり、その中で保安確保のための研究やコストの安い採掘方法の研究などを実施すべきだ」と結びました。

このあと、参考人に対する委員からの質問があり、国内炭鉱の維持という観点から、英・仏・西独などの外国にみられるような体制問題の検討や、現行政策の問題点、保安確保のための方策などについて参考人からそれぞれの意見を聞きました。

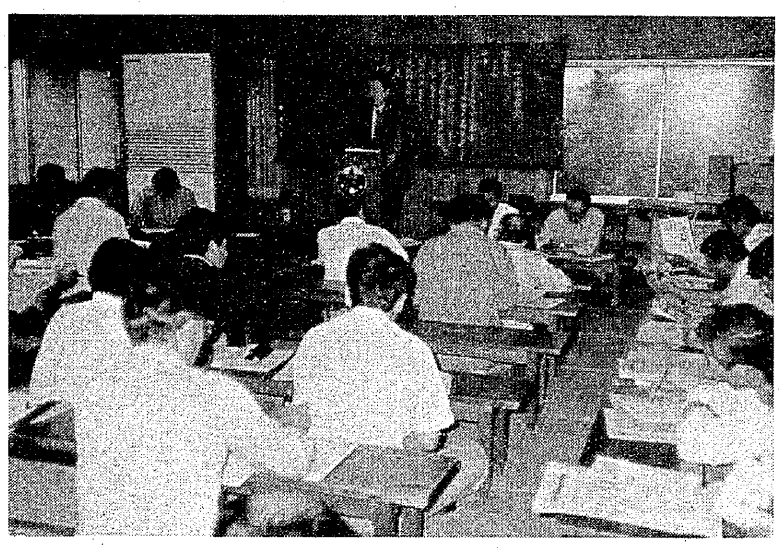

藤原炭労事務局長を迎えて、炭労108回大会の議案説明を受けた第17回委員会

保安闘争、一時金、秋闘など
炭労大会へ 向けて討議

炭労第一〇八回定期大会は、七月九～十日東京・池之端文化センターで開かれます。

今回の大会は定期大会ですが、中間大会であり運動方針は提起されません。

大会の議案は、①重大災害続発の状況下における保安闘争の強化に関する方針、②八五年上期期末手当闘争および年間臨給制度への態度、③八五年秋季、年末闘争方針について、④第八次石炭政策確立のたたかいについて、⑤諸闘争三権集約について、⑥各種平和闘争の推進について、⑦規約・規程の一部改訂について、⑧昭和六十年度予算について、⑨諸闘争カンパについて、⑩褒賞について、となっています。

議案については、六月十九日の第十七回委員会に炭労本部の藤原事務局長が出席して説明、三池労組の大会に臨む（代議員・松岡厚生部長）対策案の提案とともに大衆討議にかけられます。

続発する重大災害に対する内外のきびしい注目の中で、石炭産業をとりまく情勢をどう切り開いていくのか。微増にとどまった春闘を受けての夏の一時金、秋の退職金、保安闘争などについて職場での積極的な討議がのぞまれます。

大会終了後直ちに要求書が提出され、中旬以降交渉に入る上期一時金闘争では、他産業の水準から二万円程度の格差がありますが前期に続いて五十万円の要求とし、「他産業並みに近づける」ことを提案しています。さらに年間臨給制度については、他産業水準を前提に対応するとしています。

なお、集約は七日の委員会です。

原告は一致した行動を
17回委員会で一部原告への対応を決定
和解問題

十一・九CO裁判についての裁判所からの〝和解意思〟の打診に対して、三池労組は五月三十日の第十六回委員会で大衆討議の結果を集約し、「和解のテーブルにつく」ことを機関決定ののち六月六日、福岡地裁の谷水裁判長に弁護団を通じて「和解交渉に応じる」ことを正式に回答しました。

その後一部の原告は、「機関の決定には従わず裁判を継続する」ことを正式に組合に表明し、具体的な行動をとっています。

六月十九日に開かれた第十七回委員会では、第十六回委員会以後の経過を報告（裁判継続者からの申し入れと回答。裁判所への回答。弁護団と執行部、裁判継続者との会合、執行部の行動など）、裁判継続者への対応について提案し、満場一致承認決定されました。

この決定は、今回の一部原告の行動は機関決定を無視し、組織に混乱を持ち込み、組織の規律に問題があることを慎重に検討した結果、裁判継続者については、①CO患者としての取り扱いについて組合として対応しない。②弁護を引き受けないよう弁護団に要請する。③裁判費用、その他の経費は負担しない。④派生する諸問題についていっさい関知しない。ことにしています。

なお、その後の動きとして福岡地裁の谷水裁判長は「和解するかどうかの最終的な決着はともかく、原告、被告双方がまず交渉のテーブルにつくことが最善」との立場から、近く裁判継続者に対して説得のために異例の話し合いの場を設けることを明らかにしたと伝えられています。

災害絶滅へ全力を
全国鉱山保安週間へ（一日から七日まで）

今年も一日から七日まで『全国鉱山保安週間』が実施されます。六月は、〝保安対策特別月間〟として総点検、重大災害撲滅の運動を実施しましたが、引き続いて現場からの保安確保のための取り組みが求められています。三池労組としては初日の一日から執行部による各鉱の入坑点検を実施します。

一日（月曜日）は、保安意識高揚の日で保安日に準じます。以下七日（日曜日）の家庭の休養日までそれぞれの重点項目を定め点検・整備作業を重点的に取り組み、災害の絶滅をはかることにしています。

新賃金精算で団体交渉開く

新賃金の増給分（一万二百六十二円、三・四%）について、会社は四月から七月までの分を来年一月から三月に支払うとして強行していますが、六月二十日団体交渉を開き、①理由を明らかにすること。②上期中に支払うよう再検討すること。を要求し追及しましたが、会社は出炭減、単年度および累積赤字などを理由に、他の組合も了承しているとして再検討の余地はないと回答しました。

港務所一時金が妥結
四十六万一千円（前期プラス六千円）

三池港務所の夏期一時金は、五十万円（社組も同額）を要求して六月十九日と二十日に交渉を行いました。

交渉に当たって、①他産業と比較して低い水準であること。②港務所の業績は黒字であること。を指摘し満額回答は可能だと主張しましたが、会社側は五十九年度は黒字だが、六十年度は極めてきびしい状況であるとして、最終的に前期プラス六千円（上昇率一・三%）を回答、組合は再検討するよう求めましたが、すでに社組が妥結しており再検討の余地はないと回答、これ以上の進展はないと判断して、不満ですが妥結しました。

夏期一時金

人当り平均	四六一、〇〇〇円
配分内容	
基礎額	三八七、二四六円（八四%）
成績給	七三、七五八円（一六%）
合計	四六一、〇〇四円

※特別社員は八〇%。
※支給日は七月十一日。

配分の問題点として成績給が毎期二%ずつ増加しており、今後も増やす意図が明らかになりました。

南大夕張が24スト

五月十七日の南大夕張炭礦の大災害をめぐって、六月二十日に「上部区域」の操業が再開されましたが、炭労は全面再開を前にして七月四日一番方から二十四時間スト突入の指令を出しました。

地底

▼…九州に居すわった梅雨のドカ雨は一週間も降り続いた。例によってあちこちに被害が出て、なにもかも湿りっ放し。不快感はうなぎのぼりで〝梅雨をさわやかに〟というテーマも限りなく後方に――。

▼…サラ金禍に続いて豊田商事グループの悪徳商法が話題の的。報道陣が取り巻く中でのショッキングな殺人事件のテレビ放映が輪をかけた。現物取引を装って、老人たちに実態のない金や会員券を買わせ、預り証だけを渡して、なけなしの老後資金をだまし取るサギ商法は恐しい。軍拡、福祉後退の国の悪徳商法にも油断は禁物。

▼…日本の玄関、成田空港で荷物が爆発して二人が死亡。同じ日大西洋上では空中で爆発、乗員・乗客三百二十九人が死亡した。予期しないところで、なんの関係もない人が無残にも犠牲になる航空機テロ事件。伝えられるようにシーク教徒の報復か。テロで社会や政治を変えようなどとはもってのほか。歴史の歯車が狂っている。

▼…自民党は突如、国民の目、耳、口をふさぐ危険な国家機密法を国会に提出し、強引に継続審議にしてしまった。「まさかスパイに関係することはあるまい」とタカをくくっていると、いつか来た道あの戦争中のようになることは確実。日本を再びファシズム国家にするかどうか〝戦後政治の総決算〟はその選択を迫る。

▼…三菱南大夕張炭礦の災害から二カ月、いよいよ全面再開間近か。そして全国鉱山安全週間。点検、改善、教育と手はうたれるがいつの場合も、〝まさか〟〝こんなところで〟〝手抜き〟〝人命無視〟という災害が起きる。事前になぜ対策がうてないのかという声があるのも当然だが、そうできないところに大きな課題がひそむ。